

見守り 新鮮情報

先週、母が
**テレビショッ
ピング**で紹介

されているマッサージ器を見て
電話で**注文**した。さっそく使って
みたところ、叩く力が強すぎて
使えないと感じたようだ。母は
すぐに事業者に「**返品したい**」と
電話で連絡したが「**通電した商品
の返品はできない**。注文時の電話
でも説明している」と言い、返品に
応じなかったようだ。使えないので
あれば返品したい。

(当事者：80歳代)



©Kurosaki Gen

テレビショッピングでは テレビ広告以外の情報も しっかり確認

ひとこと助言

テレビ広告以外も
確認



見守るくん

- テレビショッピングに関する相談が依然として寄せられています。テレビショッピングでは、購入の際実物を確認できません。注文する際は、テレビ広告の情報だけでなく、商品の使用感やサイズなどについて電話口でもよく確認しましょう。
- テレビショッピングは通信販売に当たるため、クーリング・オフはありません。テレビ広告で返品特約が適正に示されている場合は、返品・解約の条件はその特約に基づきます。返品可能でも、未開封に限られていたり、期限が設けられていたりしている場合もあるので、よく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第535号(2026年2月12日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)

